

議案第42号 牧之原市会計年度任用職員制度の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

1. 6番 藤野 守 議員

1. 会計年度任用職員制度により市の人件費の財政負担は増加する。コスト削減のために現在の非正規職員が退職を求められることがあるか伺う。
2. 本制度は非正規職員の処遇改善に資するものと思う。  
期末手当にあつては「段階的導入がなされる場合がある」としている。  
牧之原市ではどのような対応となるか伺う。

2. 5番 平口 朋彦 議員

1. 「牧之原市職員の給与に関する条例」の第2条（給与の種類）との差異を見ると、本条例案には管理職手当、扶養手当、住居手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）がなく、代わりに初任給調整手当が挙げられているがどういった性質のものか。また災害派遣手当に関して、他市町では支給を予定しているところもあるが、当市においては支給をしないとした理由は。またフルタイム会計年度任用職員には退職手当の支給が可能であるがどのように支給されるのか。
2. 会計年度任用職員の任期は、1会計年度内を超えない範囲と限定されるが、「競争試験または選考」により新たに採用される者の他に「公募によらない再度雇用」も考えられる。従前の説明では今後、規則等により再度任用の上限を3年ほどと設定されるようだが、総務省通知以外の根拠は。上限を設定することにより、上限に達したのち空白期間を経て再び雇用されるケースはありえるのか。
3. 本条例案の第4条（給料）には、「牧之原市職員の給与に関する条例」の第4条第1項の規定を準用するとされており、その条項に謳われている「行政職給料表」を参照するとされている。これらの内「職務の級」については、本条例案の別表（第5条関係）に等級別基準職務表として1および2級という2段階に置き換えられるが、「号給」はそのまま準用されると読み解く。この表に基づき昇給される常勤職員は「牧之原市給与に関する条例」第5条により4号給（分の上げ幅）を標準として規則で定められ、基準に従い決定されている。  
会計年度任用職員の再度任用は、法制上「新たに設置された職」と解され、「同じ職が延長された」ものでも「同一の職に再度任用された」わけでもない整理されるが、一方で総務省の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル

ル」内のQ&A（問13-4）において、「再度任用時の給与決定に当たっては、常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との均衡を考慮することが適当」との見解が示されている。本市の再度任用時も「（常勤職員の）昇給制度との均衡」を考慮し「4号給」程度の昇給がなされるのか。

## 議案第51号 森林環境譲与税基金条例の制定について

### 1. 14番 大石 和央 議員

1. 森林環境税及び森林環境譲与税の創設の目的は、「温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する」とされているが、そもそも目的税として2024年度から個人から1人あたり年間1000円を課し、市町村が個人住民税と併せて徴収することは妥当なのか。根拠は法律にあるが、税のあり方を問う。
2. 国の譲与基準が示されているが、市町村に対しては私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%で按分するが、これは公平・公正なのか。

### 2. 5番 平口 朋彦 議員

1. 第1条内の「人材育成」とはどのような範囲までを指すのか。従前の説明では「詳細用途については総務省未回答」とあったが、想定し得る用途はどんなものがあるのか。
2. 同じく従前の説明では、本市における市との考え方・取り組み予定が示され、「（1）公共施設及び公共施設周辺森林での使用（2）各区施設及び各区施設周辺森林での使用」とあった。予定していないのならば、第1条に「人材育成又は木材利用の促進」についての記述は必要ないと考えるが。

## 議案第56号 牧之原市指定金融機関の指定について

### 1. 6番 藤野 守 議員

1. 金融庁はスルガ銀行の不正融資を指摘し、同行に業務改善命令を下した。この件についてスルガ銀行から現在の業況、今後の改善への方針等どのような説明がされたか伺う。
2. 預金保険制度により無利子の決済性預金は全額保護されるが、定期預金等その他の預金の預入についてどのように扱うか伺う。
3. 定期性預金についてスルガ銀行は今後引合方式等の競争への参加資格があるか伺う。